

高野山大学学則

昭和24年4月 1 日制定・施行

令和3年4月1日最終改正

第 1 章 総 則

第 1 条 高野山大学（以下「本学」という。）は、教育基本法（昭和22年法律第25号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき、広く教養を培い、密教、仏教、人文及び社会に亘る専門の学芸を総合的且つ有機的に教授研究するとともに、弘法大師の綜芸種智の教育理念に則り、人格を陶冶し、学問・文化の伝承と発展に寄与し社会に貢献する人材を育成することを目的とする。

第 2 条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、第 1 条の目的及び社会的使命を達成するため、大学評価委員会を設け、その教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うこととする。

第 3 条 本学に、次の学部及び学科を置く。

文学部 密教学科
 教育学科

第 4 条 文学部の定員を、次のとおりとする。

(1) 入学定員	80名
密教学科	30名
教育学科	50名
(2) 収容定員	320名
密教学科	120名
教育学科	200名

第 5 条 学部の修業年限は 4 年とし、在籍期間は休学期間を含め 8 年を超えることはできない。

2 前項の 8 年の在籍期間を超えた者は除籍する。

第 6 条 本学に、大学院を置く。

2 大学院の学則は、別に定める。

第 7 条 本学に、別科を置く。

2 別科に関する規程は、別に定める。

第2章 職員組織

第8条 本学に次の職員を置く。

学長

副学長

図書館長

密教文化研究所長

教育職員

教授

准教授

講師

助教

助手

事務職員

その他必要な職員

2 職員の職制に関する規程は、別に定める。

第3章 教授会

第9条 本学に本学の運営に関する重要事項を審議するため教授会を置く。

2 教授会は、学部・学科ごとに置くことができる。

3 教授会に関する規則は、別に定める。

第10条 削除

第11条 削除

第12条 削除

第13条 削除

第4章 教育課程

第14条 学部の授業科目は、必修科目、選択科目及び自由科目とする。

2 学生は卒業までに、別に定める所定の単位を履修しなければならない。

3 学部の授業科目の名称、各授業科目の単位数及び履修方法は別に定める。

第15条 本学に教育職員免許状の課程を置く。

2 教育職員免許状の種類・教科、その他必要な事項は、別に定める。

第15条の2 文学部教育学科に保育士養成課程を置く。

2 保育士資格の取得に必要な授業科目、単位数及びその他必要な事項は、別に定める。

第16条 授業は、講義、演習、実習又は実技のいずれかにより行う。

第17条 1 授業科目を履修した学生には、試験の上所定の単位を与える。各授業科目に対する単位数は、次の基準によって計算する。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲の時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実習、実技及び外国語については、30時間から45時間までの範囲の時間の授業をもって1単位とする。

2 学生は、別に定める他の大学において、当該大学の授業科目を履修することができる。

3 前項の規定により履修した授業科目について単位を修得した者には、教授会の議に基づき、30単位を超えない範囲で単位を与える。

4 前項の規定は、第23条の規定による留学の場合に準用する。

5 本学に入学する前に大学において単位を修得した者には、教授会の議に基づき、本条第3項の単位をあわせて60単位を超えない範囲で単位を与える。

第5章 学年・学期及び休業日

第18条 学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第19条 学年は次の2学期に区分する。

- (1) 前期 4月1日より9月20日まで
- (2) 後期 9月21日より3月31日まで

第20条 休業日は、次のとおりである。

- (1) 日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日、開校記念日（5月1日）、釈尊降誕日（4月8日）、宗祖降誕日（6月15日）
- (2) 春季休業日 3月16日より4月5日まで
- (3) 夏季休業日 7月26日より9月15日まで
- (4) 冬季休業日 12月24日より1月14日まで

2 学長は、教授会の議を経て前項各号の休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

第6章 入学・編入学・留学・転学・休学及び退学

第21条 本学に入学することのできる者は、次の各号の1に該当する者とする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又は、これに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規定による大学入学資格検定に合格した者を含む）
- (7) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達した者

第21条の2 本学に編入学することのできる者は、別に定める。

第22条 本学の入学時期は、毎学年の始めとする。本学に入学を志願する者は、所定の手続を行わねばならない。入学志願及び入学についての手続に関する事項は、別に定める。

第23条 他の大学より本学に、本学より他の大学に留学又は転学しようとする者は、所定の手続を行わねばならない。留学又は転学に関する事項は、別に定める。

第24条 病気その他の事由により休学又は退学しようとする者は、保証人連署の上願い出なければならない。

- 2 休学又は退学は、教授会の議を経て、学長が決定する。ただし、休学の期間は1年を超えることができない。1年を超えた場合は除籍する。
- 3 前項により休学又は退学した者が保証人連署の上復学又は再入学を願い出たときは、教授会の議を経て、学長がこれを許可することができる。

第7章 学 費

第25条 本学に入学を許可された者は、別表3に掲げる学費を納めなければならない。

- 2 学費は年度始め及び後期始めの2期に分け、所定の金額をそれぞれの指定期日以内に納入しなければならない。ただし、別に定めるところにより、願い出て、許可を受けた者は分納することができる。
- 3 学費は、納入後、いかなる理由があっても、これを返還しない。
- 4 学費の未納者は、受験資格及び卒業を認められない。
- 5 学費の納入を怠り、指定の期日を過ぎても納入しない者は除籍する。学費未納のため除籍された者の在学の最終日付は、既に学費を納入した年度または学期の末日とする。
- 6 休学者の学費は、授業料の半額のみ免除する。
- 7 停学に附された者も学費を納入しなければならない。
- 8 転学又は退学する者は、その期までの学費を納入しなければならない。
- 9 休学者で復学を許可された者の学費は、本人の入学年度の学費と同額とする。また、退学者で再入学を許可された者の学費は、再入学する年度の新入学生の学費と同額とする。ただし、復学科及び再入学科は、別表4のとおりとする。
- 10 学業の優秀な者及びその他正当な理由があると認められた者に対しては、学費の全額もしくは一部を免除することがある。

第8章 試験、卒業及び学士の学位

第26条 試験は、科目試験及び卒業論文試験の2種とする。

- 2 試験の評点は、100点を満点とし60点以上を合格とする。
- 3 試験及び試験の実施について必要な規程は、別に定める。

第27条 4年以上在学し所定の授業科目を履修し、所定の単位を修得した者に卒業とし、卒業証書・学位記を授与する。

第28条 本学卒業者には、学士の学位を授与する。

- 2 学位及びその授与について必要な事項は、高野山大学学位規程で定める。

第9章 聴講生、科目等履修生、外国人学生、委託生

第29条 学部において開設する授業科目の一部について聴講を希望する者があるときは、選考の上聴講生として聴講を許可することがある。

- 2 聴講生は学部の開設科目を選択履修するものとし、履修した科目につき試験を受けることができる。試験に合格した科目については、履修証明書を授与する。
- 3 聴講生の聴講料は、別表5のとおりとする。

第29条の2 本学の学生以外の者で、学部において開設する一又は複数の授業科目について単位の認定を希望する者には、選考の上、科目等履修生として受講を許可することがある。

- 2 科目等履修生の資格については、本学学則第21条の規定を準用する。
- 3 科目等履修生の単位の認定については、本学学則第17条1項及び第26条の規定を準用する。
- 4 科目等履修生の受講料は、別表6のとおりとする。
- 5 その他科目等履修生として必要な事項は別に定める。

第30条 外国人で本学の学部に入學を希望する者は、選考の上、外国人学生として入學を許可することがある。

- 2 外国人学生に関し必要な事項は、別に定める。

第31条 他の機関より委託を受けた学生は選考の上、委託生として入學を許可することがある。

- 2 委託生に関し必要な事項は、別に定める。

第32条 本章に規定するもののほか、本学則の各章の規定は、学部の外国人学生及び委託生に適用する。

第10章 賞 罰

第33条 学業優秀、品行方正な者又は奇妙な行為があった者は適当な方法によって表彰することができる。

第34条 本学の学生で本学の規則もしくは命令に背き又は学生の本分に反する行為があったときは、懲戒処分に附することができる。懲戒は訓戒、停学、退学の3種とする。

第35条 次の各号の1に該当する者は、退学処分に附する。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められた者
- (2) 学業を怠り、成業の見込みがないと認められた者
- (3) 正当な理由がなくて出席常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第11章 公開講座

第36条 本学において公開講座を開設することがある。

第37条 公開講座の科目及び聴講料その他必要な事項は、その都度学長がこれを定める。

第12章 附属施設

第38条 本学に附属図書館及び研究室を設け、職員、学生の研究に資する。図書館及び研究室に関する規程は、別に定める。

2 本学に附属施設以外の学外施設として、サテライト教室を設ける。サテライト教室に関する規程は、別に定める。

3 文学部教育学科の教育研究のため、河内長野キャンパスを設ける。河内長野キャンパスにおける教育学科の履修規程及びその他必要な規程は、別に定める。

第39条 本学に密教文化研究所を置く。密教文化研究所に関する規程は、別に定める。

第40条 本学に寄宿舍及び保健室を設ける。寄宿舍及び保健室に関する規程は、別に定める。

第13章 学則の準則

第41条 この学則に定めるもののほか、学則の運用について必要な規程は、別に定める。

附 則

この学則は、昭和24年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和27年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和28年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和29年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和31年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成4年2月18日から施行する。

附 則

この学則は、平成4年4月1日から施行する。ただし、第4条の規定にかかわらず、平成4年度から平成11年度までの間の入学定員は、次のとおりとする。

密教学科 70名

仏教学科 70名

人文学科 100名（哲学専攻20名、国文学専攻40名、英米文学専攻20名、国史学専攻20名）

社会学科 40名（社会学専攻20名、社会福祉学専攻20名）

附 則

この学則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成8年9月1日から施行する。ただし、第25条第1項別表3に規定する学費については、平成9年4月1日から適用する。

附 則

1 この学則は、平成10年4月1日から施行する。

2 改正後の第4条の規定にかかわらず、各学科毎の平成10年度及び平成11年度の入学定員は、次のとおりとする。

密教学科 70名

仏教学科 70名

人文学科 100名

社会学科 40名

3 改正後の規定にかかわらず、平成10年3月31日に在学している学生はなお従前の例による。

- 4 人文学科哲学専攻、国文学専攻、英米文学専攻及び国史学専攻並びに社会学科社会学専攻及び社会福祉学専攻は学生募集を停止し、在学生の卒業をまって廃止する。

附 則

この学則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条の規定にかかわらず、各学科毎の平成12年度から平成16年度までの入学定員は、次の表のとおりとする。

入学年 学科	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
密教学科	69名	68名	67名	66名	65名
仏教学科	64名	58名	52名	46名	40名
人文学科	93名	86名	79名	72名	65名
社会学科	40名	40名	40名	40名	40名
計	266名	252名	238名	224名	210名

- 3 第15条の2の博物館学芸員の課程は、平成12年4月1日第1年次入学生から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条及び第4条の規定にかかわらず、平成13年3月31日に社会学科に在学している学生はなお従前の例による。
- 3 改正後の第4条の規定にかかわらず、各学科毎の平成13年度から平成16年度までの入学定員は、次の表のとおりとする。

入学年度 学科	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
密教学科	60名	55名	55名	45名
仏教学科	40名	35名	35名	35名
人文学科	70名	60名	50名	50名
社会福祉・社会学科	40名	40名	40名	40名
計	210名	190名	180名	170名

附 則

この学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条及び第4条の規定にかかわらず、平成15年3月31日に人文学科に在学している学生はなお従前の例による。
- 3 仏教学科は学生募集を停止し、在学生の卒業をまって廃止する。
- 4 改正後の第4条の規定にかかわらず、各学科毎の平成15年度から平成17年度までの収容定員は、次の表のとおりとする。

入学年度 学科	平成15年度	平成16年度	平成17年度
密教学科	244名	235名	235名
仏教学科	139名	75名	35名
人文学科	223名	130名	60名
日本文化学科	35名	70名	105名
社会学科	40名		
社会福祉・社会学科	115名	150名	145名
計	796名	660名	580名

附 則

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条、第4条及び第14条の規定にかかわらず、平成18年3月31日に密教学科、日本文化学科及び社会福祉・社会学科に在学している学生はなお従前の例による。
- 3 日本文化学科及び社会福祉・社会学科は学生募集を停止し、在学生の卒業をまって廃止する。
- 4 改正後の第4条の規定にかかわらず、各学科毎の平成18年度から平成20年度までの収容定員は、次の表のとおりとする。

入学年度 学科	平成18年度	平成19年度	平成20年度
密教学科	230名	220名	210名
スピリチュアルケア学科	55名	110名	145名
日本文化学科	105名	70名	35名
社会福祉・社会学科	105名	70名	35名
計	495名	470名	425名

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条及び第4条の規定にかかわらず、平成22年3月31日に在学している学生はなお従前の例による。
- 3 スピリチュアルケア学科の学生募集を停止し、在学生の卒業をまって廃止する。
- 4 改正後の第4条の規定にかかわらず、各学科毎の平成22年度から平成24年度までの収容定員は、次の表のとおりとする。

入学年度 学科	平成22年度	平成23年度	平成24年度
密教学科	200名	200名	200名
スピリチュアルケア学科	145名	110名	55名
計	345名	310名	255名

附 則

この学則は、平成22年9月1日から施行する。ただし、第25条第1項別表3に規定する学費については、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第25条第1項別表3の規定にかかわらず、令和2年3月31日に在学している学生はなお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条及び第4条の規定にかかわらず、人間学科に令和3年3月31日に在学している学生はなお従前の例による。
- 3 人間学科は学生募集を停止し、在学生の卒業をまって廃止する。
- 4 改正後の第4条の規定にかかわらず、各学科毎の令和3年度から令和6年度までの収容定員は、次の表のとおりとする。

入学年度 学部・学科	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
密教学科	120名	120名	120名	120名
人間学科	60名	40名	20名	－
教育学科	50名	100名	150名	200名
計	230名	260名	290名	320名

別表1 削除

別表2の1 削除

別表2の2 削除

別表3（第25条第1項関係）学 費 単位 円

密教学科	入学金	前期授業料	後期授業料	教育充実費	合 計
入学年度	200,000	380,000	380,000	220,000	1,180,000
次年度以降		380,000	380,000	220,000	980,000

教育学科	入学金	前期授業料	後期授業料	教育充実費	合 計
入学年度	200, 000	440, 000	440, 000	300, 000	1, 380, 000
次年度以降		440, 000	440, 000	300, 000	1, 180, 000

別表 4 （第25条第 9 項関係） 復学料及び再入学料

20, 000円

別表 5 （第29条第 3 項関係） 聴講料

一科目につき、年額 20, 000円

別表 6 （第29条の 2 第 4 項関係） 受講料

一単位につき、10, 000円

高野山大学学位規程

昭和43年4月1日制定・施行
令和3年4月1日最終改正

(目的)

第1条 この規程は学位規則（昭和28年文部省令第9号）の規定及び高野山大学学則並びに高野山大学大学院学則の規定に基づき、高野山大学（以下「本大学」という。）において授与する学位について、必要な事項を定めることを目的とする。

(学位)

第2条 本大学において授与する学位は学士、修士及び博士とする。

2 学士の専攻分野名は、次のとおりとする。

(1) 学士（文学）

(2) 学士（教育学）

3 修士の専攻分野名は、次のとおりとする。

(1) 修士（密教学）

(2) 修士（仏教学）

4 博士の専攻分野名は、次のとおりとする。

(1) 博士（密教学）

(2) 博士（仏教学）

(学士の学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、本大学の学部を卒業した者に授与する。

(修士の学位授与の要件)

第4条 修士の学位は、本大学大学院修士課程に2年以上在学し、所定の専門科目について30単位以上を修得し、かつ学位論文を提出して、その審査及び最終試験に合格した者に授与する。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、修士課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の学位論文については、修士課程の目的に応じ適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。特定の研究課題の審査方法等は、大学院に関する試験並びに試験実施規程に定める。

(博士の学位授与の要件)

第5条 博士の学位は、修士課程または博士前期課程を修了したのち、本大学大学院博士後期課程に3年以上在学し、所定の専門科目について12単位以上を修得し、かつ学位論文を提出して、その審査及び最終試験に合格した者に授与する。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、博士後期課程に1年以上（修士課程を1年で修了した者にあつては2年以上）在学すれば足りるものとする。

2 博士後期課程の学位論文は、在学期間中に提出するものとする。

3 博士の学位は、前各項に規定するもののほか、本大学大学院博士課程を経ない者であっても、本大学大学院に学位論文を提出して、その審査に合格し、かつ専攻学術に関し、本大学大学院博士課程を経て学位を授与される者と同等以上の学力があることを確認された場合は、これを授与することができる。

(課程の修了による学位の授与)

第6条 修士課程及び博士後期課程の修了者については、審査のうえ学位を授与する。

(論文提出による学位の授与)

第7条 第5条第3項により、博士の学位論文を提出した者については、この規程の定めるところにより審査のうえ、学位を授与することができる。

(課程による者の学位論文の提出)

第8条 課程により博士の学位の授与を申請する者は、学位申請書に学位論文3通、履歴書、論文目録、論文内容要旨を添えて、学長に提出するものとする。

2 学長は前項の学位論文を受理したときは、大学院委員会の審査に付さなければならない。

（課程を経ない者の学位授与の申請）

第9条 第5条第3項の規定により、学位の授与を請求する者は、学位申請書に学位論文3通、履歴書、論文目録、論文内容要旨及び学位審査手数料を添えて、学長に申請するものとする。

2 学長は、前項の学位の授与の申請を受理したときは、大学院委員会に審査させる。

3 学位審査手数料は別に定める。

（学位論文）

第10条 学位論文は1編に限る。ただし、参考として、他の論文を添付することができる。

2 審査のため必要があるときは、学位論文の副本、訳本、その他の材料を提出させることがある。

（学位論文及び学位審査手数料の返付）

第11条 受理した学位論文及び学位審査手数料は、いかなる事由があっても返付しない。

（審査委員）

第12条 大学院委員会は、第8条第2項の規定により学位論文が審査に付されたとき、又は第9条第2項の規定により学位の審査を命ぜられたときは、大学院委員会を構成する委員及び大学院担当者のうちから、主査にあたる審査員1名、副査にあたる審査員2名以上の学位論文審査委員（以下「審査委員」という。）を選出して、その審査を委嘱しなければならない。

2 学位論文の専門領域によっては、前項の審査委員に加えて副査にあたる審査委員を委嘱することができる。

（審査期間）

第13条 学位論文の審査、最終試験及び学力の確認は、学位論文、又は学位の授与の申請を受理した後、原則として1年以内に、学位を授与できるものか否かを決定できるように終了するものとする。ただし、事由があるときは、大学院委員会の議を経て、その期間を延長することができる。

（論文審査の方法）

第14条 第5条第3項の規定により学位の授与を申請した者についての学位論文の審査にあたっては、面接試験を行うものとする。ただし、大学院委員会が特別の事由があると認めた場合は、面接試験を行わないことがある。

（最終試験）

第15条 第4条及び第5条第1項の規定による最終試験は、学位論文の審査が終った後に学位論文を中心として、これに関連のある科目について、口述又は筆答により行うものとする。

（学力の確認）

第16条 第5条第3項の規定による学力の確認は、学位論文に関連ある専攻分野の科目及び外国語について行うものとする。

2 学力の確認は、前項の規定にかかわらず、大学院委員会が特別の事由があると認めた場合は、学位論文に関連ある専攻分野の科目についてのみ行い、又は別に定めるところにより行うことができる。

（審査の省略）

第17条 審査委員は、学位論文の審査の結果、不合格と判定したときは、最終試験及び学力の確認を行わないものとする。

（大学院委員会への報告）

第18条 審査委員は、審査が終了したときは、ただちにその結果を大学院委員会に報告しなければならない。

(大学院委員会の議決)

第19条 大学院委員会で学位を授与できる者と議決するには、大学院委員会構成員（海外出張、休職中、その他、大学院委員会がやむを得ない事由があると認めた者を除く）の3分の2以上の出席を必要とし、かつ、その3分の2以上の賛成がなければならない。

2 大学院委員会は、必要と認めたときは、大学院委員会構成員以外の他大学又は他研究所の教員を出席させることができる。

(学長への報告)

第20条 大学院委員会が、第19条の規定に基づき、学位を授与できる者と議決したときは、文書により学長に報告しなければならない。

(学位記の授与)

第21条 学長は第19条の規定による報告に基づいて、第4条及び第5条第1項によるものについては、それぞれの課程の修了の可否、第5条第3項によるものについては、その論文の合否について決定し、それぞれ課程の修了、又は論文の合格を決定した者には、学位記を授与するものとする。不合格者に対しては、その旨本人に通知する。

(論文要旨等の公表)

第22条 本大学は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3ヶ月以内にその論文の内容の要旨を公表するものとする。

(学位論文の公表)

第23条 博士の学位を授与された者は、授与された日から1年以内に、その論文を印刷公表するものとする。ただし、学位を授与される前にすでに印刷公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、本大学の承認を受けて、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものを印刷公表することができる。この場合、本大学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

(学位の名称)

第24条 学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、当該学位を授与した本大学名を付記するものとする。

(学位授与の取消)

第25条 学位を授与された者が、次の各号の1に該当するときは、学長は大学院委員会の議決を経て、すでに授与した学位を取り消すことができる。

(1) 不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき

(2) 学位を授与された者がその名誉を汚辱する行為を行ったとき

2 大学院委員会において、前項の議決を行う場合は、第19条の規定を準用する。

(学位授与の報告)

第26条 本大学において博士の学位を授与したときは、学長は、学位を授与した日から3ヶ月以内に学位授与報告書を文部科学大臣に報告するものとする。

(学位記及び書類)

第27条 学位記及び学位授与申請関係書類の様式は、別表のとおりとする。

附 則

この規程は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成4年2月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規程の改正に伴い、別表の学位記の元号は令和に読み替える。

別 表

第3条の規定により授与する学位記の様式

		卒 業 証 書		学 位 記	
契	印			→都道府県名	
		本籍	○ ○ ○		
				→氏名	
		○ ○ ○ ○			
				年 月 日生	
本大学文学部○○学科所定の課程を修め本大学を卒業したので 学士（○○学）の学位を授与する。					
		令和	年 月	日	
				→高野山大学印	
		高野山大学長		→氏名	
				○ ○ ○ ○	
第○号					

第4条の規定により授与する学位記の様式

		学 位 記	
契	印	→都道府県名	
		本籍	○ ○ ○
		→氏名	
		○ ○ ○ ○	
		年 月 日生	
本大学大学院文学研究科○○学専攻の修士課程を修了したので 修士（○○学）の学位を授与する。			
		令和	年 月 日
		→高野山大学印	
		高野山大学長	→氏名
		○ ○ ○ ○	
修第○号			

第5条第1項の規定により授与する学位記の様式

契	印	学 位 記 本籍 年 月 日生 →都道府県名 →氏名 本大学大学院文学研究科〇〇学専攻の博士課程を修了したので 博士（〇〇学）の学位を授与する。 令和 年 月 日 高野山大学長 →高野山大学印 →氏名 博（甲）第〇号
---	---	---

第5条第3項の規定により授与する学位記の様式

契	印	学 位 記 本籍 年 月 日生 →都道府県名 →氏名 本大学に学位論文を提出し所定の審査及び試験に合格したので 博士（〇〇学）の学位を授与する。 令和 年 月 日 高野山大学長 →高野山大学印 →氏名 博（乙）第〇号
---	---	---

第8条第1項の規定による学位申請書の様式

令和〇年〇月〇日

高野山大学長 〇 〇 〇 〇 殿

現住所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 〇 〇 〇 〇 〇 ㊟

博士の学位授与について（申請）

高野山大学学位規程第8条第1項の規定に基づき学位論文に必要な書類を添えて博士（〇〇学）の学位を申請します。

提出論文及び添付書類

1. 学 位 論 文

1 編 〇冊 3 通

（他に参考論文） 〇編 〇冊 3 通

2. 履 歴 書

3 通

3. 論 文 目 録

3 通

4. 論文内容要旨

3 通

第8条第1項の規定による論文目録の様式

論 文 目 録

報告番号	※甲第〇〇号	氏名	〇 〇 〇 〇 〇
学 位 論 文	1 編 〇冊		
題 名	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇		
	印刷公表の方法及びその時期（予定の場合を含む）		
参 考 論 文	〇編 〇冊		
題 名	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇		
	印刷公表の方法及びその時期（予定の場合を含む）		

備考

1. 論文題名（学位論文、参考論文）が外国語の場合は、訳を附すること。
2. 論文（学位論文、参考論文）が未公表の場合は、原稿枚数、公表予定の方法及びその時期を記入すること。
3. 参考論文が2つ以上ある場合は、それぞれの題名及び冊数を記入すること。
4. 参考論文については、提出する論文についてのみ、その題名等を記すること。
5. 報告番号欄は記入しないこと。

高野山大学文学部教育学科履修規程細則案

令和5年4月1日制定・施行予定

〔Ⅰ〕履修

1. 学年と学期について

学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わります(学則第18条)。

1学年は、前期と後期の2期に分かれています。前期は4月1日に始まり9月20日に終了し、後期は9月21日に始まり3月31日に終了します(学則第19条)。

2. 単位制について

単位制とは、授業科目にそれぞれ単位を定め、学生が自主的に授業科目を履修し、試験に合格することにより、それぞれ所定の単位を修得する制度です。教育学科では卒業するまでに124単位以上を4年間にわたり修得しなければなりません(履修規程第3条)。単位制は、本来履修年次と関係なく単位を修得できるのがその意図するところですが、学習指導上、低年次で履修することを指定している授業科目がありますので注意してください。

①1単位は45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して定められています(大学設置基準第21条)。本学では、次の基準によりそれぞれ授業科目の単位数が定められています(学則第17条)。

(1)講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲の時間の授業をもって1単位とします。

(2)実習、実技及び外国語については、30時間から45時間までの範囲の時間の授業をもって1単位とします。

(3)卒業研究(履修規程別表Ⅰ)については、その研究成果物の作成に必要な学修を考慮して単位が与えられます。

②1講時の授業は90分で行います。これをもって2時間の授業と計算します。

1 講時	2 講時	3 講時	4 講時	5 講時
9:20~10:50	11:00~12:30	13:20~14:50	15:00~16:30	16:40~18:10

③単位を修得するためには、授業時間外の学修(予習・復習)も必要になります。授業時間外の学修時間については、以下の目安を参考にしてください。

(1) 講義・演習の場合

2単位(90時間) 科目: 授業30時間(15回×2時間)と授業外学修60時間

4単位(180時間) 科目: 授業60時間(30回×2時間)と授業外学修120時間

(2) 実習・実技・語学科目の場合

2 単位 (90 時間) 科目 : 授業 60 時間 (30 回×2 時間) と授業外学修 30 時間

2 単位科目の場合、授業外時間が 60 時間ということは、1 回の授業に対して合計 4 時間分の予習・復習が必要になります。各授業の授業外時間学修については、シラバスに記載されています。単位制の趣旨をきちんと理解した上で、受講登録するようにしてください。

3. 受講登録について

受講登録については、毎年度行われるオリエンテーションで詳細に説明しますので、必ず出席してください。オリエンテーションでは当該年度開講する授業科目表、授業時間割、受講登録に必要な書類を配布しますので、注意事項をよく読んで間違いのないように、下記により手続きをしてください。

①受講登録は、学生本人が毎学年の始めの指定された期間に必ず届け出なければなりません。受講登録をしていない授業科目は受講できません。従って単位の認定も受けられません。

②1 年間で履修できる単位数は、必修科目・選択科目を合わせて 50 単位までとします。ただし、基礎ゼミ科目、課題探求科目、教育実習科目、体験実習科目はこの範囲に含まれません(1 年間で履修できる単位の上限)。なお、以下の表のとおり優れた成績を修めている学生については、単位数の上限を超えて履修登録を認めます。

前年度の GPA	履修登録単位数上限
3.0 以上	58 単位

③受講登録は、1 年間に履修する全授業科目を履修登録票に記入し、当該年度の開講日より指定された期限内に河内長野キャンパス事務室へ提出してください。集中講義および後期より開講される授業科目の受講登録も同様の手続きによります。

④前項による届け出終了後に受講科目を変更する場合は、指定された期限内に河内長野キャンパス事務室へ届け出てください。

⑤後期より開講される授業科目の変更及び追加登録は、後期開講日より指定された期限内に河内長野キャンパス事務室へ届け出てください。ただし、通年授業の科目変更及び追加はできません。

⑥履修登録後休学した者の休学中の履修科目については、履修を取り消します。

4. 履修方法について

授業科目を体系的かつ合理的に履修するには、標準的な履修コースがガイダンスにより示されます。次の場合は卒業要件に算入されませんので、注意して履修してください。

①指定された科目名にかかわる単位数の上限を超過して修得した単位は卒業要件には参入されません。

②同一授業科目(同じ担当教員で同じ授業内容のもの)の単位は許可したものを除き、原則として卒業要件には参入されません。また同一授業科目を毎年履修することも

原則として認められません。やむを得ず同一授業科目を履修するときは、事前に河内長野キャンパス事務室に確認してください。

5. 進級について

休学により在学年数が不足している場合は次年次に進級できません。進級の時期は毎年4月1日です。

6. 授業の出欠について

年度授業実数の3分の1を超えて欠席した場合には受験失格となります。

7. 休講について

授業の休講は掲示により伝達します。交通機関の不通や自然災害等により臨時に休講する場合は、事前の掲示ができないことがありますので、大学に問い合わせてください。

8. 補講について

授業の進度の遅れ又は休講を補うため補講が行われる場合があります。補講は、事前に補講日及び補講時間を指定して行われます。

9. 試験について

①筆記試験

授業時間内に実施されます。実施日時、課題等は、科目担当者の指示・掲示に従ってください。

②レポート試験による試験

レポート試験は、ホッチキスなどで綴じて、指定の期日までに科目担当者に提出してください。提出締切日、提出方法、課題については、科目担当者の指示・掲示に従ってください。

10. 追試験について

追試験は、次の理由により定期試験を受験できなかった場合に、所定用紙に証明書及び追試験料(1科目につき1,000円)を添え、当該試験終了後1週間以内に河内長野キャンパス事務室へ手続きをしなければなりません。

- (1) 病気(医師の診断書を要す)
- (2) 交通機関の遅延(交通機関発行の遅延証明書を要す)
- (3) 有効欠席に相当する忌引(本学が指定する証明を要す)
- (4) 教育実習・その他の各種実習
- (5) 就職試験(教職支援センターの証明を要す)
- (6) その他、本学が特にやむを得ないと認めた場合(本学が指定する証明書を要す)

11. 再試験について

再試験は、定期試験において不合格(0～59点)となった科目で、3科目まで受けることができます。希望者は所定用紙に再試験料(1科目につき3,000円)を添え、指定された期限までに河内長野キャンパス事務室へ手続きをしなければなりません。

12. 成績について

①成績通知

前期授業科目の成績は、8月所定の日に学資出資者宛てに郵送します。再試験受験後の成績は、後期授業開始日から河内長野キャンパス事務室の窓口で直接本人に交付します。通年授業科目及び後期授業科目の成績は(卒業研究を除く)、2月所定の日から河内長野キャンパス事務室の窓口で直接本人に交付します。

当該年度の最終成績は、教育学科第4学年在学学生には、3月所定の日より河内長野キャンパス事務室の窓口で直接本人に交付します。それ以外の学生については、年度末の指定した日に学資出資者宛に郵送します。

窓口で成績を受け取る場合は、必ず身分証明書を持参してください。やむを得ない理由で指定期日に窓口で成績を受け取ることができない場合は、事前に本人が指定する代理人を河内長野キャンパス事務室に届け出て申請し、その代理人が身分を証明するもの(学生の場合は身分証明書)を提示することで受取ることができます。なお、電話による成績に関する問い合わせは、一切受け付けません。

②GPA

GPA(グレード・ポイント・アベレージ)とは、科目の評価を下記の表のGP(グレード・ポイント)に換算して算出する1単位あたりのGPの平均値のことです。

- (1) GPAが一定基準を下回った者は、本学教員による面談を受けなければなりません。
- (2) 一定期間にわたり成績の改善が見られない者に対して、学修上の指導または各種勧告(休学勧告、退学勧告等)を行う場合があります。
- (3) 前年までの通算GPAは、奨学金支給の選考の判定基準となります。
- (4) 卒業要件をすべて満たし、原則として全科目の通算GPAが3.5以上の者で、在学期間を通して学業成績が特に優秀と認められる者は管長賞の対象となります。
- (5) GPAの算出方法は次の式により算出するものとし、その数に小数点以下第二位未満の端数があるときは、小数点以下第三位の値を四捨五入するものとします。

$$\text{GPA} = \frac{(\text{GP} \times \text{単位数}) \text{ の総和 }}{\text{履修登録単位数}}$$

③成績の証明

成績の証明は、本人の請求により学業成績証明書として、試験に合格し単位を修得した授業科目の評点を次の標語により証明します。不合格及び失格となったものは証明しません。

合否	評点	評語	GP	判定基準
合格	90点以上	S	4	特に優れた成績である
	89点～80点	A	3	優れた成績である
	79点～70点	B	2	妥当と認められる成績である
	69点～60点	C	1	合格と認められる最低限の成績である
不合格	59点以下	D	0	合格と認められない成績である

失 格	999 点	F	0	出席不足・試験欠席等により評価できない
認 定	888 点	N	対象外	編入等で単位を認定した

④卒業見込の証明

最終学年に在学している者には、卒業見込証明書を交付することができます。

13. 卒業判定について

卒業は3月定例教授会において判定し、卒業者を掲示により発表します。原級となった者は学資出資者宛にその旨を通知します。4年以上在学した者が前期末で卒業する場合は、9月定例教授会において判定します。

14. 実習費について

実習を伴う授業科目の実習費の金額及び徴収方法等については、別にこれを定めます。

15. 他大学等で取得した単位の認定について

他大学等で取得した単位の認定を受けようとする者は、所定の期日までに、次の各号に掲げる書類を教務課に提出しなければなりません。

- (1) 単位認定申請書
- (2) 成績証明書又はそれに準ずるもの
- (3) シラバス又は授業の内容を記載した書類

単位認定について申請のあった科目については教務委員会にて審査を行い教授会の議を経て単位の認定を行うものとします。

その他単位認定について、期日等の必要事項については、河内長野キャンパス事務室が掲示等をもって学生に通知します。

〔Ⅱ〕 学籍

1. 修業年限と在籍期間について

学部の修業年限は4年とし、在籍期間は休学期間を含め8年を超えることはできません。4年次修了までに休学期間を含め8年を超えた場合は除籍となります(学則第5条)

2. 休学について

病気その他の事由により休学しようとするときは、所定用紙に保証人連署の上、河内長野キャンパス事務室で下記期間内に手続きしてください。休学期間は半期または1年です。休学が許可された者は当該授業料の半額が免除されます。ただし、手続き期間内に休学願が提出されない場合授業料の半額免除はありません。なお、休学期間は修業年限(在籍期間とは別)に含まれません。

4月1日からの休学についての手続き期間:2月末日(消印有効)

9月21日からの休学についての手続き期間:8月20日(消印有効)

3. 復学について

休学をしていた者が復学を希望するときは、所定用紙に保証人連署の上、復学料 20,000 円を添えて、休学期間が終了する 1 ヶ月前までに河内長野キャンパス事務室で手続きをしてください。手続きをしなかった場合は自然退学となります。

4. 退学について

自己都合により退学するときは、所定用紙に保証人連署の上、河内長野キャンパス事務室で手続きをしてください。同時に交付を受けている身分証明書を返還してください。

5. 除籍について

次の場合は除籍になりますので注意してください。

- ①指定の期日を過ぎても学費を納入しない者(学則第 25 条第 5 項)
- ②在籍期間を超過した者(学則第 5 条第 2 項)

6. 再入学について

学則第 24 条による自己都合退学者が再入学を希望するときは、所定用紙に保証人連署の上、再入学料 20,000 円を添えて、3 月末までに河内長野キャンパス事務室で手続きをしてください。また既修得単位は原則すべて認めます。

7. 学籍上の氏名について

学籍上の氏名は、戸籍上の氏名(外国人学生については在留カードに記載されている本名または通名)により取扱います。

〔Ⅲ〕第 3 学年編入生のための履修の原則

卒業に必要な単位は教育学科 124 単位です。そのうち他大学等での既修得単位の単位認定上限は、原則として 60 単位です。なお、単位の認定は包括的な単位認定を行い、一部を除き 1～2 年次の必修と選択をもって認定します。これにより少なくなる場合があります。したがって、本学で履修すべき卒業に必要な単位数は、64 単位以上になります。これを 2 年に分けて履修することが基本となります。なお、教育職員免許状または保育士資格に関する科目については、審査の上個別に科目認定することがあります。また、第 3 学年編入生の修業年限は 2 年とし、在籍期間は休学期間を含め 4 年を超えることはできません。

〔Ⅳ〕教育職員免許状の取得

本学で小学校、幼稚園および中・高校英語科の教員を目指し、教育職員免許状の取得を強い意志と熱意をもって積極的に志望する者は、卒業に必要な授業科目の単位を修得するとともに、教育免許状に必要な所定の科目の単位数を下記により修得すれば、

教育職員免許法(昭和 24 年 5 月 31 日法律第 147 号)によって教育職員免許状が取得できます。

1. 教育職員免許状所得登録届について

教育職員免許状の取得を希望する者は、毎年度の受講登録期間中に、教育職員免許状取得登録届を河内長野キャンパス事務室へ提出しなければなりません。併せて受講登録も必要ですので注意してください。これらの手続きをしていない場合は「教育実践に関する科目(教育実習等)」の受講はできません。

2. 単位の修得方法について

前項の登録をした者は、高野山大学文学部教育学科履修規程第 9 条別表Ⅱにより、取得しようとする教育職員免許状の種類等に応じた授業科目の単位を修得してください。

幼稚園一種免許取得の場合、幼一種欄に◎印で記された科目をすべて履修し修得すること。

小学校一種免許取得の場合、小一種欄に◎印で記された科目をすべて履修し修得すること。

中・高英語科教員一種免許取得の場合は、中高一種(英語)欄に◎印で記された科目をすべて履修し修得すること。

3. 教育実習の受講について

- (1) 教育実習Ⅰ(小学校教免必修、3 年次履修)、教育実習Ⅱ(幼稚園教免必修、3 年次履修)の受講希望者については、第 2 年次の 5 月初旬に、次年度の実習希望者に対して説明会を行いますので、必ず出席してください。教育実習Ⅲ(幼稚園教免必修、4 年次履修)の受講希望者については、第 3 年次の 5 月初旬に、次年度の実習希望者に対して説明会を行いますので必ず出席してください。

教育実習Ⅳ(中・高英語科教免必修、4 年次履修)の受講希望者については、第 3 年の 5 月初旬に、次年度の実習希望者に対して説明会を行いますので必ず出席してください。

- (2) 教育実習は、大阪府河内長野市を中心とした周辺自治体の小学校、中学校、高等学校及び幼稚園を協力学校とし、または出身の小学校、中学校、高等学校及び幼稚園等を委託学校とし、学校として指導を委嘱します。

(3) 教育実習の受講資格

- ① 教育実習Ⅰ(小学校)の受講資格は、次の条件を満たした者が、第 3 年次から受講することができます。

・ English CommunicationⅠ(2 単位)、日本国憲法(2 単位)、情報と教育(2 単位)、教育原理(2 単位)、教職入門(2 単位)、教育と社会(2 単位)、教育心理学(2 単位)、特別支援教育(2 単位)、生徒指導論(2 単位)、教育相談(2 単位)、国語科内容論(2 単位)、社会科内容論(2 単位)、算数科内容論(2 単位)、理科内容論(2 単位)、音楽科内容論(2 単位)、家庭科内容論(2 単位)、体育科内容論(2 単位)、初等英語科内容論

(2 単位)、国語科指導法(2 単位)、社会科指導法(2 単位)、理科指導法(2 単位)、音楽科指導法(2 単位)、家庭科指導法(2 単位)

の単位を修得済みであること。未開講の科目についてはこの限りではない。

- ・教育実習の研究Ⅰ(小・事前事後指導)の授業参加状況が悪い場合(4 回以上の欠席)は、実習参加を認めない。

②教育実習Ⅱ(幼 1)の受講資格は、次の条件を満たした者が、第 3 年次から受講することができます。

- ・English CommunicationⅠ(2 単位)、日本国憲法(2 単位)、情報と教育(2 単位)、教育原理(2 単位)、教職入門(2 単位)、教育と社会(2 単位)、教育心理学(2 単位)、特別支援教育(2 単位)、幼児理解方法論(2 単位)、教育相談(2 単位)、幼児と健康(2 単位)、幼児と人間関係(2 単位)、幼児と環境(2 単位)、幼児と言葉(2 単位)、幼児と表現(2 単位)

の単位を修得済みであること。未開講の科目についてはこの限りではない。

- ・教育実習の研究Ⅱ(幼 1・事前事後指導)の授業参加状況が悪い場合(4 回以上の欠席)は、実習参加を認めない。

③教育実習Ⅲ(幼 2)の受講資格は、次の条件を満たした者が、第 4 年次で受講することができます。

- ・教育実習Ⅱ(幼 1)の単位を修得していること。
- ・3 年次後期までに開講されている「教育の基礎的理解に関する科目等」、「領域及び保育内容の指導法に関する科目」を全て修得済みであること。
- ・「教育実習の研究Ⅲ(幼 2・事前事後指導)」の授業参加状況が悪い場合(4 回以上の欠席)は、実習参加を認めない。

④教育実習Ⅳ(中・高)の受講資格は、次の条件を満たした者が、第 4 年次で受講することができます。

- ・教育実習Ⅰ(小学校)を履修していること。
- ・English CommunicationⅠ(2 単位)、日本国憲法(2 単位)、情報と教育(2 単位)、教育原理(2 単位)、教職入門(2 単位)、教育と社会(2 単位)、教育心理学(2 単位)、特別支援教育(2 単位)、生徒指導論(2 単位)、教育相談(2 単位)、教育方法論・ICT 活用論(2 単位)、総合的な学習の時間の指導法(2 単位)、特別活動の指導法(2 単位)、Phonetics in Education(2 単位)、British Literature(2 単位)、American Literature(2 単位)、第二言語習得概論(2 単位)、Intensive Reading(2 単位)、異文化理解Ⅰ(2 単位)、異文化理解Ⅱ(2 単位)、英語科指導法Ⅰ(2 単位)、英語科指導法Ⅱ(2 単位)、英語科指導法Ⅲ(2 単位)、英語科指導法Ⅳ(2 単位)の単位を修得済みであること。未開講の科目についてはこの限りではない。
- ・教育実習の研究Ⅳ(中・高・事前事後指導)の授業参加状況が悪い場合(4 回以上の欠席)は、実習参加を認めない。

- ⑤教育実習の時期は、協力学校又は委託学校の年度計画により実施し、実習期間は 4 週間又は 2 週間、実習時間は 120～180 時間です。実習期間中は欠席および遅刻・早退は認められません。なお、出身校(委託学校)の場合は実習期間が決まり次第河内長野キャンパス事務室と教育実習担当教員に届け出てください。
- ⑥教育実習期間における他の受講科目の有効欠席日数は実習期間を超えることはできません。
- ⑦教育実習の評価は、実習校の「教育実習成績報告表」、実習生のレポート及び実習日誌に基づいて、本学の教育実習担当教員が教育実習 4 単位または 2 単位を評価します。
- ⑧教育実習生の言動・服装等については、教育実習生として相応しいものでなければなりません。

4. 介護等体験について

小学校および中学校の教育職員免許状を取得しようとする者は、7 日間の介護等の体験(特別支援学校で 2 日間、社会福祉施設で 5 日間)が必要です。

- ①介護等体験は、第 2 年次に実施します。
- ②実施年度の 4 月に説明会を実施しますので、対象者は必ず出席してください。
- ③介護等体験は大阪府又は和歌山県の特別支援学校及び社会福祉施設で実施します。
介護等体験に関する申し込み等は大学が一括して行います。介護等体験を実施する学校及び施設は、学生個人のある程度の希望と時期を考慮して、振り分けをします。
- ④介護等体験は、学校及び施設の担当者の指示に従い、体験中の事故、児童・生徒及び入所者のプライバシーの保護に十分に注意することが必要です。また、体験中に介護等体験を行う者としてふさわしくない行動があった場合は、体験を中止します。
- ⑤介護等体験にかかる費用は実費を徴収します。
- ⑥介護等体験の実施に際し、体験中の事故等に備え、指定の保険に加入しなければなりません。
- ⑦介護等体験を行う者は、河内長野キャンパス事務室から配布する「介護体験証明書」を体験を実施する学校及び施設に持参し、体験終了後に学校長及び施設長に体験終了の証明印をもらうこと。その後、証明書を指定の期日内に河内長野キャンパス事務室に提出してください。

5. 教育職員免許状申請の手続について

- ①教育職員免許状申請は毎年度卒業の時期に本学より一括して大阪府に申請し、学位記授与式のときに交付します。教育職員免許状の申請を希望する者には、第 4 年次の 12 月もしくは 1 月に教育職員免許状申請の説明会を行うので必ず出席してください。
- ②上記の説明会に出席しなかった場合は、卒業後に出身県または大阪府もしくは和歌山県の教育委員会に照会し、本人が直接申請手続きをしてください。

③教育職員免許状は、すべての都道府県において効力を有します。

〔V〕 保育士資格について

本学科は、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行う専門的職業としての保育士を養成する指定保育士養成施設の指定を受け、「児童福祉法施行規則第6条の2第1項第3号の指定保育士養成施設の修業教科目及び単位数並びに履修方法(平成13年厚生労働省告示第198号)」別表Ⅰ(必修科目)及び別表Ⅲ(選択必修科目)に基づく、保育士養成課程を開設しています。

1. 保育士資格取得登録届

毎年度の受講登録期間中に、保育士資格取得登録届けを河内長野キャンパス事務室へ提出しなければなりません。

2. 単位の修得方法について

保育士を強い意志と熱意をもって積極的に志望する者は、本学を卒業し、教育学科履修規程第12条別表Ⅲに定める保育士資格取得に必要な授業科目・単位数60単位以上を取得すれば保育士資格を取得することができます。

3. 保育実習の受講について

保育実習Ⅰ(必修4単位)は、保育所で10日～12日間(90時間・2単位)、保育所以外の児童福祉施設で10日～12日間(90時間2単位)の実習をしなければなりません。合わせて保育実習Ⅱ(保育所)又は保育実習Ⅲ(保育所以外の児童福祉施設)のいずれか2単位を選択必修しなければなりません。

保育実習指導Ⅰ(保育所)(1単位)＋保育実習Ⅰ(保育所)(2単位)

保育実習指導Ⅰ(福祉施設)(1単位)＋保育実習Ⅰ(福祉施設)(2単位)

保育実習指導Ⅱ(保育所)(1単位)＋保育実習Ⅱ(保育所)(2単位)

保育実習指導Ⅲ(福祉施設)(1単位)＋保育実習Ⅲ(福祉施設)(2単位)

保育実習の対象施設は次のとおり。

○実習施設(A):保育実習Ⅰ(保育所)

保育所、幼保連携型認定こども園、児童福祉法第6条の3第10項の小規模保育A・B型、事業所内保育事業

○実習施設(A):保育実習Ⅰ(福祉施設)

乳児院、母子生活支援施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、障害者支援施設、指定障害福祉サービス事業所(生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行うものに限る)、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童相談所一次保護施設、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

○実習施設(B):保育実習Ⅱ(保育所)

保育所、幼保連携型認定こども園、小規模保育 A・B 型、事業所内保育事業

○実習施設(C):保育実習Ⅲ(福祉施設)

児童厚生施設、児童発達支援センター、その他社会福祉関係諸法令の規定に基づき設置されている施設であって保育実習を行う施設として適当と認められるもの(保育所、幼保連携型認定こども園、小規模保育 A・B 型、事業所内保育事業を除く)

4. 保育実習の受講条件

①保育実習Ⅰ(保育所)、保育実習Ⅰ(福祉施設)は、次の条件を満たした者が、第3年次から受講することができます。

- ・ English CommunicationⅠ(2単位)、日本国憲法(2単位)、情報と教育(2単位)、教育原理(2単位)、幼児理解方法論(2単位)、保育原理(2単位)、子どもの健康と安全(2単位)、幼児と健康(2単位)、幼児と人間関係(2単位)、幼児と環境(2単位)、幼児と言葉(2単位)、幼児と表現(2単位)

の単位を修得済みであること。未開講の科目についてはこの限りではない。

- ・ 保育実習指導Ⅰ(保育所)、保育実習指導Ⅰ(福祉施設)の授業参加状況が悪い場合(4回以上の欠席)は、実習参加を認めない。

②保育実習Ⅱまたは保育実習Ⅲは、次の条件を満たした者が、第4年次で受講することができます。

- ・ 保育実習Ⅰ(保育所)、保育実習Ⅰ(福祉施設)の単位を修得していること。
- ・ 3年次後期までに開講されている保育士関係科目を全て修得済であること。
- ・ 保育実習指導Ⅱまたは保育実習指導Ⅲの授業参加状況が悪い場合(4回以上の欠席)は、実習参加を認めない。

5. 実習施設の配当について

毎学年度始めに実習指導教員が実習施設その他の関係者と協議を行い、実施年度の保育実習計画を策定します。保育実習計画は、全体の方針、実習の段階、実習内容、施設別の期間、時間数、学生の数、実習前後の学習に対する指導方法、実習の記録、評価の方法等を明らかにし、希望学生に提示します。実習を希望する学生は、提示された保育実習計画を確認の上、「保育実習希望願」を河内長野キャンパス事務室へ提出してください。提出された「保育実習希望願」により実習施設を配当します。

6. 保育士資格証の申請について

①保育士資格証の申請は、卒業の時期に本学より一括して大阪府に申請し、学位記授与式のときに交付します。保育士資格証の申請を希望する者には、第4年次の中旬頃(卒業見込み申請は11月)に保育士資格証申請の説明会を行うので必ず出席してください。

②上記の説明会に出席しなかった場合は、卒業後に都道府県知事委託の登録事務処理センターより「保育士登録の手引き」を取り寄せて、本学から「指定保育士養成施

設卒業証明書」の交付を受けて、本人が直接登録事務処理センターへ申請手続きをしてください。

③保育士資格証は、全国の都道府県において効力を有します。

〔VI〕 僧階の取得

高野山真言宗の僧階の取得は、僧階補任規程によります。僧階補任に必要とされる授業科目は、教養科目の教学実習科目(法式、声明、布教、常用経典)です。僧階にかかわる各学年の修了には次の単位数を修得していなければなりません。

第1 学年修了 30 単位以上

第2 学年修了 60 単位以上

第3 学年修了 90 単位以上

〔VII〕 社会福祉主事任用資格について

社会福祉主事任用資格は、在学中に次の授業科目の中から3科目以上を履修し、卒業することにより取得できます。社会福祉主事に任用されるには都道府県市町村の採用試験に合格しなければなりません。厚生労働大臣指定の社会福祉に関する科目は、履修規程別表Ⅳを参照してください。

〔VIII〕 他学科開講科目の受講・免許及び資格取得について

他学科開講科目の受講は、河内長野キャンパス事務室へ願い出て、許可を受けなければ受講できません。

他学科で取得できる資格は以下の通りです。

- ①中学校教諭一種免許状(国語・宗教)、②高等学校教諭一種免許状(国語・宗教)、
- ③高野山金剛峯寺・高野山大学書道師範資格、④学芸員

高野山大学文学部教育学科履修規程(案)

令和5年4月1日制定・施行予定

(趣旨)

第1条 この規程は、高野山大学（以下「本学」という。）学則第14条及び第15条の規定に基づき、本学文学部教育学科の卒業に必要な授業科目及び単位数並びに本学文学部教育学科において取得できる教育職員免許状の種類等、その他の資格等の履修に関し必要な事項を定めるものとする。

(教育理念及び教育目的)

第2条 文学部の教育理念及び教育目的は次のとおりとする。

(1) 教育理念

弘法大師の精神に則り、「いのち」のあらゆる営みを尊び、人間とその環境の共存共生をはかり、諸民族諸地域の文化を理解し、新しい文化を創造して、社会に貢献する人間性豊かな人材を育成する。

(2) 教育目的

- ①生命尊重の精神に基づき、人間の存在と叡知を敬い、文化の諸相を理解する能力を養う。
- ②地域社会および生活文化を重視し、その新しい発展に寄与する創造性を養う。
- ③専門的知識と実践的技能の修得を通して、社会に貢献する人間性を培う。

2 前項の教育理念・教育目的のもとに、教育学科の教育目的は、次のとおりとする。

(1) 教育学科の教育目標

文学部の教育理念および教育学科のディプロマ・ポリシーに基づいて、教育学科の教育目標を以下のように設定する。

- ① 広い学問教養と新しい時代の教育知識を持つ
- ② 課題探求力を培い、予測困難な時代に対応できる力を養う
- ③ 教職理解を高め、教育への意欲と愛情の養成、教育実践力の育成
- ④ 教職の学びに加えて、多様な体験学習による人間力の育成
- (ア) 様々な人々とのふれあいを通して、コミュニケーション力を身に着ける。
- (イ) 多様な体験から、相手の立場を理解し、思いを受け止めることができる。
- (ウ) 仲間と共同してものごとを完成させることができる
- (エ) 困難に遭遇しても、くじけずにやり遂げられる力を身につける
- (オ) 学び続ける力を育む
- ⑤ WEBを利用した英語力の育成と、海外での教育事情視察による国際的視野の獲得
- ⑥ 環境や地域貢献などに関する知識と広い視野、地域の各種団体との連携活動による実践的知識・技能や集団での行動力の獲得
- ⑦ 心理ケアへの理解を深め、ケアに関わる知識や能力の育成

(卒業に必要な授業科目及び単位)

第3条 教育学科の卒業に必要な授業科目及び単位数は必修科目94単位、選択科目30単位、合計124単位以上を別表Ⅰにより修得しなければならない。

(開設授業科目及び単位数の公示)

第4条 毎年度開設する授業科目及び単位数については別表Ⅰによるほか、年度当初に公示する。

(受講登録)

第5条 授業科目の受講登録については、所定の手続を行わなければならない。

(履修年次等の指定)

第6条 別表Ⅰに掲げる授業科目は、原則として当該科目指定の年次に履修するものとする。指定された年次に履修できなかった場合は、卒業するまでに履修することができる。

(転学科)

第7条 転学科は原則として認めない。

- 2 当該学科に欠員又は退学等による在籍学生数に著しい変更がある場合に限り、第1年次修了時30単位以上、第2年次修了時60単位以上で、GPA2.0以上で認める場合がある。その場合は選考して決定する。

(編入学)

第8条 本学に編入学した場合は、編入学前の大学等における修得単位を本学の修得単位として審査の上認定することができる。単位認定の取り扱いは「高野山大学文学部教育学科履修規程・細則」に定める。

(教育職員免許状の種類等)

第9条 本学において取得できる教育職員免許状の種類及び教育職員免許状の取得に必要な授業科目・単位数は、別表Ⅱのとおりとする。

(保育士資格)

第10条 保育士資格の取得に必要な授業科目及び単位数は別表Ⅲのとおりとする。

(社会福祉主事任用資格)

第11条 社会福祉主事任用資格の取得に必要な授業科目及び単位数は、別表Ⅳのとおりとする。

(その他)

第12条 この規程の運用について必要な事項は「高野山大学文学部教育学科履修規程・細則」による。

- 2 この規程に係る主管は教育学科事務室とする。
- 3 この規程の改廃は教授会の議を経るものとする。

附則

- 1 この規程は、高野山大学履修規程から分離・制定する。
- 2 この規定は、令和3年4月1日から施行する。
- 3 この規定は、令和5年4月1日から施行する。

教育の基礎的理解に関する科目他

幼稚園・領域及び保育内容の指導法に関する科目

小学校・教科及び教科の指導法に関する科目

中・高英語科の教科及び教科の指導法に関する科目

大学が独自に設定する科目

教育教員免許法施行規則第66条の6に定める科目

別表Ⅰ 文学部教育学科

◎印は選択科目の中で履修が必要な科目です

備考の「半期」「通年」「前期」「後期」「1/4期」は授業科目の単位換算期間。 ※印のうち、4単位選択必修

区分	科目名	単位数	必/選	配当年次	開講期	注記	幼一種 (幼児教育 コース)	小一種 (児童教育 コース)	中高一種 (英語) (中等英語 教育コース)
必修科目 9.4単位 (必修7.0単位と選択必修2.4単位)	基礎科目	建学の精神	空海の思想入門	2	必	1年次 半期			
		基礎ゼミⅠ	基礎ゼミⅠ	2	必	1年次 半期			
		基礎ゼミⅡ	基礎ゼミⅡ	2	必	1年次 半期			
		基礎ゼミⅢ	基礎ゼミⅢ	2	必	2年次 半期			
		基礎ゼミⅣ	基礎ゼミⅣ	2	必	2年次 半期			
		外国語コミュニケーション科目	English communicationⅠ	2	必	1年次 通年			
			English communicationⅡ	2	必	2年次 通年			
		キャリア科目	キャリアデザインⅠ	2	必	1年次 半期			
			キャリアデザインⅡ	2	必	2年次 半期			
		教養科目	ほとけの世界	2	必	1年次 半期			
			日本国憲法	2	必	1年次 半期			
			情報と教育	2	必	1年次 半期			
			生涯学習論	2	必	3年次 半期			
			平和教育	2	必	3年次 半期			
			人権と社会	2	必	3年次 半期			
	専門科目	教職専門科目	教育原理	2	必	1年次 半期			
			教職入門	2	必	1年次 半期			
			教育と社会	2	必	2年次 半期			
			教育心理学	2	必	2年次 半期			
			特別支援教育	2	必	2年次 半期			
			教育方法論・ICT活用論	2	必	3年次 半期			
			教育相談	2	必	2年次 半期			
		中・高教諭 (英語) 関係科目	第二言語習得概論	2	選必	2年次 半期			◎
			Phonetics in Education	2	選必	1年次 半期			◎
			Intensive Reading	2	選必	2年次 半期			◎
			British Literature	2	選必	1年次 半期			◎
			American Literature	2	選必	1年次 半期			◎
			Critical Thinking and Creative Writing	2	選必	1年次 半期			◎
			異文化理解Ⅰ	2	選必	2年次 半期			◎
			異文化理解Ⅱ	2	選必	2年次 半期			※
			英語科指導法Ⅰ	2	選必	2年次 半期			◎
			英語科指導法Ⅱ	2	選必	2年次 半期			◎
			英語科指導法Ⅲ	2	選必	3年次 半期			◎
			英語科指導法Ⅳ	2	選必	3年次 半期			◎
		小学校教諭 関係科目	国語科内容論	2	選必	1年次 半期		◎	
			社会科内容論	2	選必	1年次 半期		◎	
			算数科内容論	2	選必	2年次 半期		◎	
			理科内容論	2	選必	1年次 半期		◎	
			生活科内容論	2	選必	2年次 半期		◎	
			音楽科内容論	2	選必	1年次 半期		◎	
			図画工作科内容論	2	選必	2年次 半期		◎	
			家庭科内容論	2	選必	1年次 半期		◎	
			体育科内容論	2	選必	2年次 半期		◎	
			初等英語科内容論	2	選必	1年次 半期		◎	◎
			国語科指導法	2	選必	2年次 半期		◎	
			社会科指導法	2	選必	2年次 半期		◎	
			算数科指導法	2	選必	3年次 半期		◎	
			理科指導法	2	選必	2年次 半期		◎	
			生活科指導法	2	選必	3年次 半期		◎	
			音楽科指導法	2	選必	2年次 半期		◎	
			図画工作科指導法	2	選必	3年次 半期		◎	
			家庭科指導法	2	選必	2年次 半期		◎	
			体育科指導法	2	選必	3年次 半期		◎	
			初等英語科指導法	2	選必	2年次 半期		◎	◎
			授業実践研究Ⅰ(初等教材開発)	2	選必	2年次 半期		◎	
			授業実践研究Ⅱ(理科実験開発)	2	選必	2年次 半期		◎	
			音楽Ⅰ(表現技法)	1	選必	1年次 半期	◎	◎	
			音楽Ⅱ(表現技法)	1	選必	2年次 半期	◎	◎	
	幼稚園教諭 関係科目	幼児と健康	幼児と健康	2	選必	1年次 半期	◎		
		幼児と人間関係	幼児と人間関係	2	選必	1年次 半期	◎		
		幼児と環境	幼児と環境	2	選必	2年次 半期	◎		
		幼児と言葉	幼児と言葉	2	選必	2年次 半期	◎		
		幼児と表現	幼児と表現	2	選必	2年次 半期	◎		
		保育内容の指導法(健康)	保育内容の指導法(健康)	2	選必	3年次 半期	◎		
		保育内容の指導法(人間関係)	保育内容の指導法(人間関係)	2	選必	3年次 半期	◎		
		保育内容の指導法(環境)	保育内容の指導法(環境)	2	選必	3年次 半期	◎		
		保育内容の指導法(言葉)	保育内容の指導法(言葉)	2	選必	3年次 半期	◎		
		保育内容の指導法(造形表現)	保育内容の指導法(造形表現)	2	選必	3年次 半期	◎		
		保育内容の指導法(音楽表現)	保育内容の指導法(音楽表現)	2	選必	3年次 半期	◎		

20単位
選択必修

必修科目 94単位	専門科目	理論的科目	体験サポート科目	地域体験基礎	2	必	1年次	半期	4単位 選択必修			
				科学技術と社会	2	選必	1年次	半期				
				植物栽培の基本	2	選必	1年次	半期				
				自然と人間	2	選必	1年次	半期				
				日本文化	2	選必	1年次	半期				
				文学	2	選必	1年次	半期				
				創作研究	2	選必	1年次	半期				
				茶道	2	選必	1年次	半期				
				書学入門(書道)	2	選必	1年次	半期			◎	
				地域体験特論	2	選必	2年次	半期				
	体験的科目	体験実習科目	学校・保育現場体験Ⅰ	2	必	1年次	通年					
			学校・保育現場体験Ⅱ	2	必	2年次	通年					
			地域体験Ⅰ	1	必	1年次	通年					
			地域体験Ⅱ	1	必	1年次	通年					
			地域体験Ⅲ	1	必	2年次	通年					
			地域体験Ⅳ	1	必	2年次	通年					
			専門基礎演習Ⅰ	2	必	3年次	半期					
			専門基礎演習Ⅱ	2	必	3年次	半期					
			専門演習Ⅰ	2	必	4年次	半期					
			専門演習Ⅱ	2	必	4年次	半期					
			卒業研究	8	必	4年次	通年					

区分		科目名	単位数	必/選	配当 年次	開講期	注記	幼一 種 (幼児教育 コース)	小一 種 (児童教育 コース)	中高一 種 (英語) (中等英語 教育コー ス)
選択科目 30単位	基礎科目	外国語コ ミュニケー ション科目	English communicationⅢ	1	選	3年次	通年			◎
		キャリア科目	高野山国際ガイド体験	2	選	2年次	集中			※
			中国語	2	選	2年次	通年			
			キャリアデザインⅢ	2	選	3年次	半期			
		教養科目	体育の理論と実技	2	選	1年次	半期	◎	◎	◎
			AIと世界	2	選	1年次	半期			
			世界遺産と観光	2	選	1年次	集中			
			死生観	2	選	3年次	半期			
			現代社会と医療	2	選	1年次	半期			
			世界の医療課題	2	選	1年次	半期			
			身体技法(ダンス)	1	選	1年次	半期			
			常用経典	2	選	3年次	集中			
			声明	2	選	3年次	集中			
			法式	2	選	3年次	集中			
			布教	2	選	3年次	集中			
	専門科目	教職専門科目	教育課程論	2	選	2年次	半期		◎	◎
			保育教育課程論	2	選	3年次	半期	◎		
			道徳教育の理論と方法	2	選	2年次	半期		◎	◎(中免のみ)
			総合的な学習の時間の指導法	2	選	3年次	半期		◎	◎
			特別活動の指導法	2	選	3年次	半期		◎	◎
			生徒指導論	2	選	2年次	半期		◎	◎
			幼児理解方法論	2	選	1年次	半期	◎		
			進路指導・キャリア教育	2	選	2年次	半期		◎	◎
			教師力養成特講Ⅰ(HRマネジメント)	2	選	3年次	半期			
			教師力養成特講Ⅱ(学校理解)	2	選	3年次	半期			
			教職とICT	2	選	3年次	半期			
		保育士関係科目	保育原理	2	選	2年次	半期	◎		
			子ども家庭福祉	2	選	2年次	半期	◎		
			社会福祉論	2	選	1年次	半期	◎		
			子ども家庭支援論	2	選	3年次	半期	◎		
			社会的養護Ⅰ	2	選	3年次	半期	◎		
			保育者論	2	選	1年次	半期	◎		
			保育の心理学	2	選	2年次	半期	◎		
			子ども家庭支援の心理学	2	選	2年次	半期	◎		
			子どもの保健	2	選	1年次	半期	◎		
			子どもの食と栄養	2	選	3年次	半期	◎		
			保育内容総論	2	選	3年次	半期	◎		
			乳児保育Ⅰ	2	選	2年次	半期	◎		
			乳児保育Ⅱ	2	選	2年次	半期	◎		
			子どもの健康と安全	2	選	2年次	半期	◎		
			障害児保育	2	選	1年次	半期	◎		
			社会的養護Ⅱ	2	選	3年次	半期	◎		
			子育て支援	2	選	3年次	半期	◎		
			表現技術(ピアノ)	2	選	2年次	半期	◎		
			表現技術(造形)	2	選	2年次	半期	◎		

選択科目 30単位	専門科目	理論的科目	心理関係科目	発達心理学	2	選	2年次	半期				
				カウンセリング論	2	選	2年次	半期				
				学校臨床心理学	2	選	2年次	半期				
				心理身体論Ⅰ	2	選	3年次	半期				
				心理身体論Ⅱ	2	選	3年次	半期				
		体験的科目	教育実習科目	教育実習Ⅰ(小)	4	選	3年次	通年			◎	
				教育実習Ⅱ(幼1)	2	選	3年次	通年		◎		
				教育実習Ⅲ(幼2)	2	選	4年次	通年		◎		
				教育実習Ⅳ(中・高)	2	選	4年次	通年				◎
				保育実習Ⅰ(保育所)	2	選	3年次	通年		◎		
				保育実習Ⅰ(福祉施設)	2	選	3年次	通年		◎		
				保育実習Ⅱ	2	選	4年次	通年		◎		
				保育実習Ⅲ	2	選	4年次	通年		◎		
				教育実習の研究Ⅰ(小・事前事後指導)	1	選	3年次	通年				◎
				教育実習の研究Ⅱ(幼1・事前事後指導)	1	選	3年次	通年		◎		
				教育実習の研究Ⅲ(幼2・事前事後指導)	1	選	4年次	通年		◎		
				教育実習の研究Ⅳ(中・高・事前事後指導)	1	選	4年次	通年				◎
				保育実習指導Ⅰ(保育所)	1	選	3年次	通年		◎		
				保育実習指導Ⅰ(福祉施設)	1	選	3年次	通年		◎		
				保育実習指導Ⅱ	1	選	4年次	通年		◎		
				保育実習指導Ⅲ	1	選	4年次	通年		◎		
		体験実習科目	学校・保育現場ボランティア	1	選	3年次	通年					
			地域体験ボランティア	1	選	3年次	通年					
			海外留学体験	4	選	2年次	通年				※	
		課題探求科目		教職実践演習(幼・小・中・高)	2	選	4年次	半期		◎	◎	◎
				保育実践演習	2	選	4年次	半期		◎		

別表Ⅱ 教育職員免許状の取得に必要な授業科目及び単位数

1. 教科及び教科の指導法に関する科目

1. 教科及び教材の指導法に関する科目										
学科	種教科	区科分目		免許法科目名・単位数	本学の科目名・必要単位数		幼一種 (幼児教育 コース)	小一種 (児童教育 コース)	中高一種 (英語) (中等英語 教育コース)	
教育学科	小学校一種	教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	国語(書写を含む。)	国語科内容論	2		2		
				書学入門(書道)	2		2			
				社会	社会科内容論	2		2		
				算数	算数科内容論	2		2		
				理科	理科内容論	2		2		
				生活	生活科内容論	2		2		
				音楽	音楽科内容論	2		2		
				図画工作	図画工作科内容論	2		2		
				家庭	家庭科内容論	2		2		
				体育	体育科内容論	2		2		
				外国語	初等英語科内容論	2		2		
				各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む)	国語(書写を含む。)	国語科指導法	2		2	
					社会	社会科指導法	2		2	
					算数	算数科指導法	2		2	
		理科	理科指導法		2		2			
		生活	生活科指導法		2		2			
		音楽	音楽科指導法		2		2			
		図画工作	図画工作科指導法		2		2			
		家庭	家庭科指導法	2		2				
		体育	体育科指導法	2		2				
		外国語	初等英語科指導法	2		2				
42単位 必修										
幼稚園一種	領域及び保育内容の指導法に関する科目	領域に関する専門的事項	健康	幼児と健康	2	2				
			人間関係	幼児と人間関係	2	2				
			環境	幼児と環境	2	2				
			言葉	幼児と言葉	2	2				
			表現	幼児と表現	2	2				
			保育内容の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)	保育内容の指導法(健康)	2	2				
				保育内容の指導法(人間関係)	2	2				
				保育内容の指導法(環境)	2	2				
				保育内容の指導法(言葉)	2	2				
				保育内容の指導法(造形表現)	2	2				
				保育内容の指導法(音楽表現)	2	2				
				22単位 必修						
中高一種(英語)	教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	英語学	第二言語習得概論	2			2		
				Phonetics in Education	2			2		
				Intensive Reading	2			2		
			英語文学	British Literature	2			2		
				American Literature	2			2		
			英語コミュニケーション	English CommunicationⅡ	2			2		
				English CommunicationⅢ	1			1		
				Critical Thinking and Creative Writing	2			2		
			異文化理解	異文化理解Ⅰ	2			2		
				異文化理解Ⅱ	2			2		
				海外留学体験	4			4		
				高野山国際ガイド体験	2			2		
			各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)	英語科指導法Ⅰ	2			2		
				英語科指導法Ⅱ	2			2		
				英語科指導法Ⅲ	2			2		
				英語科指導法Ⅳ	2			2		
29単位 必修										

4単位選択必修

2. 教育の基礎的理解に関する科目他

免許法施行規則に定める科目区分等								
学科	種類	区分科目	各科目に含める必要事項	単位	本学の授業科目名	幼一種 (幼児教育コース) 必要単位	小一種 (児童教育コース) 必要単位	中高一種 (英語) (中等英語教育コース) 必要単位
教育学科	幼稚園・小学校・中学校・高等学校 一種	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	教育原理	2	2	2
			教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校への対応を含む。）		教職入門	2	2	2
			教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		教育と社会	2	2	2
			幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育心理学	2	2	2
			特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育	2	2	2
			教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		保育教育課程論	2	－	－
					教育課程論	－	2	2
		道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	幼4 小10	道徳教育の理論と方法	－	2	2 (中免のみ)
			総合的な学習の時間の指導法		総合的な学習の時間の指導法	－	2	2
			特別活動の指導法		特別活動の指導法	－	2	2
			教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		教育方法論・ICT活用論	2	2	2
			幼児理解の理論及び方法		幼児理解方法論	2	－	－
			生徒指導の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		生徒指導論	－	2	2
			教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		教育相談	2	2	2
					進路指導・キャリア教育	－	2	2

教育学科	幼稚園・小学校・中学校・高等学校 一種	教育実践に関する科目	教育実習	5	教育実習Ⅰ(小)	－	4	－
					教育実習Ⅱ(幼1)	2	－	－
					教育実習Ⅲ(幼2)	2	－	－
					教育実習Ⅳ(中・高)	－	－	4
					教育実習の研究Ⅰ (小・事前事後指導)	－	1	－
					教育実習の研究Ⅱ (幼1・事前事後指導)	1	－	－
					教育実習の研究Ⅲ (幼2・事前事後指導)	1	－	－
					教育実習の研究Ⅳ (中・高・事前事後指導)	－	－	1
			学校体験活動		－	－	－	
		教職実践演習	2	教職実践演習(幼・小・中・高)	2	2	2	
		幼稚園	21	必修	26			
		小学校	27	必修		33		
		中学校	28	必修			33	
		高等学校	24	必修			31	
	科目区分				本学の授業科目名	幼一種 必要単位	小一種 必要単位	中高一種 必要単位
	大学が独自に設定する科目 右の科目から4単位以上取得すること。				授業実践研究Ⅰ (初等教材開発)	－	2	－
					授業実践研究Ⅱ (理科実験開発)	－	2	－
					音楽Ⅰ(表現技法)	1	1	－
					音楽Ⅱ(表現技法)	1	1	－
					学校・保育現場体験Ⅰ	2	2	2
					学校・保育現場体験Ⅱ	2	2	2
					学校・保育現場ボランティア	1	1	1
		幼稚園		必修	4			
		小学校		必修		4		
		中学校		必修			4	
		高等学校		必修			4	

3. 教職基礎科目

	免許法施行規則に定める科目区分	本学の科目名	幼一種 必要単位	小一種 必要単位	中・高一種 必要単位
教育学科	日本国憲法	日本国憲法	2	2	2
	体育	体育の理論と実技	2	2	2
	外国語コミュニケーション	English communication I	2	2	2
	情報機器の操作	情報と教育	2	2	2

4. 介護等体験について

小学校および中学校の教育職員免許状を取得するには、7日間の介護等体験を受けなければならない。

- ・特別支援学校で2日間
- ・社会福祉施設で5日間

別表Ⅲ 保育士資格取得に必要な授業科目及び単位数

1. 告示による教科目

系列	教科目	単位数	本学の科目名	必要単位数	備考
教養科目	外国語、体育以外の科目	6以上	ほとけの世界	2	
			日本国憲法	2	
			情報と教育	2	
			生涯学習論	2	
			平和教育	2	
			人権と社会	2	
	2	2	English Communication I	2	
			English Communication II	2	
	2	2	体育の理論と実技	2	
計 6以上			計 18		

2. 告示別表1による教科目

系列	教科目	単位数	本学の科目名	必要単位数	備考
に保育 関する の本 科 質 目・ 目 的	保育原理	2	保育原理	2	
	教育原理	2	教育原理	2	
	子ども家庭福祉	2	子ども家庭福祉	2	
	社会福祉	2	社会福祉論	2	
	子ども家庭支援論	2	子ども家庭支援論	2	
	社会的養護Ⅰ	2	社会的養護Ⅰ	2	
	保育者論	2	保育者論	2	
関する 科目 の 理 解 に	保育の心理学	2	保育の心理学	2	
	子ども家庭支援の心理学	2	子ども家庭支援の心理学	2	
	子どもの理解と援助	1	幼児理解方法論	2	
	子どもの保健	2	子どもの保健	2	
	子どもの食と栄養	2	子どもの食と栄養	2	
保育の 内容・ 方法に 関する 科目	保育の計画と評価	2	保育教育課程論	2	
	保育内容総論	1	保育内容総論	2	
	保育内容演習	5	保育内容の指導法(健康)	2	
			保育内容の指導法(人間関係)	2	
			保育内容の指導法(環境)	2	
			保育内容の指導法(言葉)	2	
			保育内容の指導法(造形表現)	2	
			保育内容の指導法(音楽表現)	2	
	保育内容の理解と方法	4	幼児と健康	2	
			幼児と人間関係	2	
			幼児と環境	2	
			幼児と言葉	2	
			幼児と表現	2	
	乳児保育Ⅰ	2	乳児保育Ⅰ	2	
	乳児保育Ⅱ	1	乳児保育Ⅱ	2	
	子どもの健康と安全	1	子どもの健康と安全	2	
	障害児保育	2	障害児保育	2	
	社会的養護Ⅱ	1	社会的養護Ⅱ	2	
	子育て支援	1	子育て支援	2	
保育 実習	保育実習Ⅰ	4	保育実習Ⅰ(保育所)	2	
			保育実習Ⅰ(福祉施設)	2	
	保育実習指導Ⅰ	2	保育実習指導Ⅰ(保育所)	1	
			保育実習指導Ⅰ(福祉施設)	1	
演習 総合	保育実践演習	2	保育実践演習	2	
計 51			計 70		

3. 告示別表2による教科目

系列	教科目	単位数	本学の科目名	必要単位数	備考
に象 関の育 す理の る解本 科/質 目保・ 育目 的 内/容 ・育 方 法 対	各指定保育士養成施設に おいて設定	6以上	特別支援教育	2	6単位以 上 選択必修
			表現技術(ピアノ)	2	
			表現技術(造形)	2	
			身体技法(ダンス)	1	
			音楽Ⅰ(表現技法)	1	
			音楽Ⅱ(表現技法)	1	
			音楽科内容論	2	
			図画工作科内容論	2	
			体育科内容論	2	
保 育 実 習	保育実習Ⅱ又は保育実習Ⅲ	2	保育実習Ⅱ	2	保育実習Ⅱ及 び保育実習指 導Ⅱ、または 保育実習Ⅲ及 び保育実習指 導Ⅲ必修
			保育実習Ⅲ	2	
	保育実習指導Ⅱ又は保育実習指導Ⅲ	1	保育実習指導Ⅱ	1	
			保育実習指導Ⅲ	1	
計 9以上			必修 計 9		

別表Ⅳ 社会福祉主事任用資格に必要な授業科目及び単位数

次の授業科目の中から3科目以上履修しなければならない。

	指定科目名	教育学科開講科目名	単位	履修年次
1	社会福祉概論	社会福祉論	2	1年次
2	児童福祉論	子ども家庭福祉	2	2年次
3	保育理論	保育原理	2	2年次
4	法学	日本国憲法	2	1年次
5	教育学	教育原理	2	1年次